

# 公益財団法人住吉隣保事業推進協会 理事の職務権限規程

(目的)

**第1条** この規程は、公益財団法人住吉隣保事業推進協会（以下「この法人」という。）の理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

**第2条** 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理事)

**第3条** 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事)

**第4条** 理事のうち、1名を理事長とし、法令上の代表理事とする。

(理事長)

**第5条** 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(専務理事)

**第6条** 専務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

2 専務理事は、前項第1号に掲げる職務権限に加え、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の職務を執行する。

(常務理事)

**第7条** 常務理事を選任した場合の職務権限は、理事会において別に定めるものとする。

(細則)

**第8条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

**第9条** この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

**附則** この規程は、2020年3月2日から施行する。

## (別表) 理事の職務権限

決裁事項	決裁権限	
	理事長	専務理事
役割	当法人の代表理事として、業務を執行	理事長を必要に応じ代行、法人業務の分担執行 理事長の事故時等の職務執行
○事業全体の総括に関して		
事業計画の予算案の作成に関すること	○	
事業報告の決算案の作成に関すること	○	
○内部統制・マネージメント		
人事及び給与制度の内容に関すること	○	
重要な職員以外の者の任用に関すること	○	
規程案の作成に関すること	○	
寄付に関すること	○	
会費に関すること	○	
訴訟に関すること	○	
国外出張に関すること	○	
国内出張に関すること		○
書面による契約の締結(100万円以上の場合)	○	
書面による契約の締結(100万円未満の場合)		○
書面による契約金額の範囲内の実行		○
法人の諸規定・諸規則に基づく支出		○
法人の諸規程・諸規則に基づく支出以外の支出で、一件につき10万円未満の支出	○	
法人の諸規程・諸規則に基づく支出以外の支出で、一件につき10万円以上の支出		○
事業の実施に関すること		○
職員の教育・研修に関すること		○
緊急事態対応	緊急対策室長	リスクマネジメント オフィサー
○渉外に関すること		
対外的提言活動	総括主管	総括補佐
対公官庁	法人代表として必要時	必要時
対会員対応	法人代表として必要時	必要時
対メディア	法人代表として必要時	必要時
弁護士・税理士・社会労務士等	法人代表として必要時	必要時
金融機関	法人代表として必要時	必要時
他団体ネットワーク関連	法人代表として必要時	必要時
外部に対する文書の発簡		
重要な文書の発簡	○	
上記以外の文書の発簡		○